

議 員 派 遣 の 件

令和３年３月１２日

本議会は、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２８条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

１ 別海町議会主催議員研修会

- （１）目 的 議員力の向上を図るため全議員を対象とした研修会及びタブレットの活用に係る研修会を実施する。
- （２）派遣場所 別海町議会議事堂
- （３）期 間 ① 令和３年４月２７日
② 令和３年５月上旬から６月中旬
- （４）派遣議員 西原浩議員ほか１５名